計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表､個人である場合においては、５⑵に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

カ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え､(その３)又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え､(その３）又は（その３の３））

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争に参加することができない者

⑴　建設工事　次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期審査の申請に当たっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和７年６月16日以降のもの、随時審査の申請にあたっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。)を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができなものとする。

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

⑶　契約の履行に当たり、⑴②に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

５　競争参加者の資格審査

⑴　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、建設工事の場合は工事種別ごとに、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。)第29条第２項、測量・建設コンサルタント等業務の場合は、業種区分ごとに、訓令第31条第２項に規定する総合審査数値の算定をもって行う。

⑵　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。

６　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

７　競争参加資格の有効期間

資格認定の日から令和11年３月31日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)は、再度の競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の競争参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　次の①から⑥までに掲げる場合の建設工事の申請については、郵送又は電子メール（定期審査にあっては郵送）に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合であり、かつ、特例計算を希望する場合

③　申請者が協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

④　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が更生手続等開始決定者である場合（⑵に掲げる再認定を受けている場合は除く。）

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑸　申請者が更生手続等開始決定者で、⑵に掲げる再認定を受けていない場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。

９　本公示に係る問い合わせ先

防衛省整備計画局建設制度官　03―5366―3111（内線36444）

別記　適用官署及び申請書の受付機関

１　適用官署　防衛省の各機関及び各部隊

２　受付機関

⑴　北海道防衛局　受付窓口　北海道防衛局総務部契約課（〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　電話011―272―7513)

mail：keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

管轄区域　北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）

⑵　帯広防衛支局　受付窓口　帯広防衛支局総務課契約審査係（〒080―0016 北海道帯広市西６条南７―３帯広地方合同庁舎２階　電話0155―22―1175)

mail：ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

管轄区域　北海道のうち、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の各振興局管内

⑶　東北防衛局　受付窓口　東北防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１―３―15仙台第３合同庁舎　電話022―297―8296)

mail：keiyaku-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp

管轄区域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県